

千葉市財産処分審査委員会要綱

（設置）

第1条 本市の普通財産（土地及び建物（従物を含む。））の処分についてその適正を図るため、千葉市財産処分審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、普通財産の処分のうち重要な案件について、次の各号に掲げる事項を審査する。

- （1） 処分の相手方及び処分価格に関すること。
- （2） 処分事由及び用途指定に関すること。
- （3） その他必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる職にある者を委員として組織する。

- （1） 副市長
- （2） 総務局長
- （3） 総合政策局長
- （4） 財政局長
- （5） 都市局長
- （6） 建設局長

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は財政局の事務を担当する副市長を、副委員長は委員長である副市長以外の副市長をもってこれに充てる。また、副委員長が欠けた場合、事故あるときは、あらかじめ委員長が定めた順序により職務を代理する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が定めた順序によりその職務を代理する。

（審査の依頼）

第4条 委員会の審査を求めようとするときは、普通財産を所管する局の長（以下「所管局長」という。）は、普通財産処分審査依頼書（様式第1号）に関係書類を添えて、委員長に提出しなければならない。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長・副委員長及び委員は、自己並びに3親等の親族及び姻族に利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し発言することができる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めたときは、関係職員に必要な書類を提出させ、又は委員会に出席を求めて意見を聞くことができる。

(持回り審査)

第7条 委員長は、審査案件が急施を要する場合には、持回り審査に付することができる。

(審査結果)

第8条 委員長は、委員会の審査結果をすみやかに普通財産処分審査結果通知(様式第2号)により、所管局長へ通知するものとする。

2 委員長は、特に必要があると認めるときは、市長にその審査結果を報告するものとする。

(委員会への報告)

第9条 第2条に規定する案件以外の普通財産の処分を行ったときは、所管局長は、その旨を委員会に報告するものとする。ただし、委員長が軽易な事項として報告の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、財政局資産経営部管財課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和 5 9 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 6 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 6 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 2 月 1 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 1 2 月 2 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 1 月 4 日から施行する。